



宮 崎 県 公 報

令和 6 年 11 月 25 日（月曜日） 第 564 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定……………（長寿介護課）	1
○指定介護予防サービス事業者の指定……………（ “ ）	1
○指定居宅サービス事業の廃止……………（ “ ）	2
○指定介護予防サービス事業の廃止……………（ “ ）	2
○保安林の指定予定の通知（2件）……………（自然環境課）	3
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意……………（水産政策課）	3
○道路の区域の変更（3件）……………（道路保全課）	3
○道路の供用の開始（4件）……………（ “ ）	4
○電線共同溝を整備すべき道路の指定（2件）…（ “ ）	5

公 告

○大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市町村の意見（2件）……………（商工政策課）	5
○公共測量の終了の通知……………（管理課）	5
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………	5
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………	6
○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出……………	6
○資金管理団体の異動及び資金管理団体でなくなった旨の届出……………	7

告 示

宮崎県告示第 635号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和 6 年 11 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4560290514	訪問看護リハビリ ステーション オ ールグリーン	宮崎県都城市若葉 町73号6番地	株式会社グッドシ グナル	宮崎県都城市若葉 町73号6番地	令和6年10月1日	訪問看護
4570204943	ライフサポート あいので	宮崎県都城市高城 町桜木1451番地8	合同会社彌榮	宮崎県都城市高城 町桜木1451番地8	令和6年10月1日	訪問介護
4560490122	訪問看護ステーシ ョン笑生	宮崎県日南市吾田 西3丁目10番23号	株式会社笑生	宮崎県日南市吾田 西3丁目10番23号	令和6年10月9日	訪問看護

宮崎県告示第 636号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和 6 年 11 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4560290514	訪問看護リハビリ ステーション オ ールグリーン	宮崎県都城市若葉 町73号 6 番地	株式会社グッドシ グナル	宮崎県都城市若葉 町73号 6 番地	令和 6 年10月 1 日	介護予防訪問看 護
4560490122	訪問看護ステーシ ョン笑生	宮崎県日南市吾田 西 3 丁目10番23号	株式会社笑生	宮崎県日南市吾田 西 3 丁目10番23号	令和 6 年10月 9 日	介護予防訪問看 護

宮崎県告示第 637号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 6 年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4570700130	介護センターあす か	宮崎県串間市南方 3431番地 5	社会福祉法人龍口 会	宮崎県串間市南方 3431番地 5	令和 6 年10月 1 日	訪問介護
4570200404	株式会社ミナヨシ	宮崎県都城市上水 流町1663番地 5	株式会社ミナヨシ	宮崎県都城市上水 流町1663番地 5	令和 6 年10月31日	福祉用具貸与
4570200404	株式会社ミナヨシ	宮崎県都城市上水 流町1663番地 5	株式会社ミナヨシ	宮崎県都城市上水 流町1663番地 5	令和 6 年10月31日	特定福祉用具販 売
4570301640	稲穂の郷	宮崎県延岡市稲葉 崎町 5 丁目 691 番 地 1	株式会社仁愛	宮崎県延岡市稲葉 崎町 5 丁目 691 番 地 1	令和 6 年10月31日	訪問介護
4571900713	訪問介護ステーシ ョン風の杜	宮崎県東諸県郡国 富町宮王丸 136 番 地	株式会社ミナヨシ	宮崎県都城市上水 流町1663番地 5	令和 6 年10月31日	訪問介護
4571900804	デイサービス風の 杜	宮崎県東諸県郡国 富町宮王丸 136 番 地	株式会社ミナヨシ	宮崎県都城市上水 流町1663番地 5	令和 6 年10月31日	通所介護

宮崎県告示第 638号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 6 年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4570800419	静和園特定施設	宮崎県西都市清水 792番地	社会福祉法人日章 福祉会	宮崎県宮崎市丸島 町 2 番36号	令和 6 年10月 1 日	介護予防特定施 設入居者生活介 護
4570200404	株式会社ミナヨシ	宮崎県都城市上水 流町1663番地 5	株式会社ミナヨシ	宮崎県都城市上水 流町1663番地 5	令和 6 年10月31日	介護予防福祉用 具貸与
4570200404	株式会社ミナヨシ	宮崎県都城市上水 流町1663番地 5	株式会社ミナヨシ	宮崎県都城市上水 流町1663番地 5	令和 6 年10月31日	特定介護予防福 祉用具販売

宮崎県告示第 639号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 6 年 11 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字小田字麓1131、1133、1135、1137から1139まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字麓1131・1133・1135・1137・1138（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 640号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 6 年 11 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字宮村字尾崎1440－3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 641号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和 6 年 11 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和 6 年 10 月 16 日
発起人の住所及び氏名	日南市 猪崎 欣男 日南市 外山 晋也
加 入 区 の 名 称	日南市第二加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち旧鶴戸支所の地域以外の地域
区 分	大堂津地区以外の者が営む総トン数10トン未満の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業以外の漁業を行うもの

宮崎県告示第 642号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 6 年 11 月 25 日から同年 12 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町板下字下楠木戊 629番 1 地先から同市同町板下同字戊 629番 1 地先まで	旧	5.7～10.9	15.2
				新	8.4～12.7	15.2

宮崎県告示第 643号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 6 年 11 月 25 日から同年 12 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町板下字頼	旧	7.3～8.1	19.2

			木戊 714番 52地先から 同市同町板 下同字戊 7 14番54地先 まで	新	7.3～ 9.2	19.2
--	--	--	---	---	-------------	------

宮崎県告示第 644号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年11月25日から同年12月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 中尾国有林 2092林班は 小班から同 郡同町同大 字中尾国有 林2092林班 は小班まで	旧	5.7～ 42.2	60.0
				新	6.7～ 42.2	60.0

宮崎県告示第 645号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年11月25日から同年12月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
8	県道	竹田五 ヶ瀬線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 桑野内字波 埴 447番1 地先から同 郡同町同大 字字椿畑29 番1 地先ま で	令和6年12月13日

宮崎県告示第 646号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年11月25日から同年12月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾 木線	延岡市北方 町板下字下 楠木戊 629 番1 地先か ら同市同町 板下同字戊 629番1 地 先まで	令和6年11月25日

宮崎県告示第 647号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年11月25日から同年12月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾 木線	延岡市北方 町板下字頼 木戊 714番 52地先から 同市同町板 下同字戊 7 14番54地先 まで	令和6年11月25日

宮崎県告示第 648号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年11月25日から同年12月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 中尾国有林	令和6年11月25日

2092林班は
小班から同
郡同町同大
字中尾国有
林2092林班
は小班まで

宮崎県告示第 649号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定する。

令和6年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間
	国道	218号	延岡市祇園町二丁目1番1地先から同市瀬之口町二丁目3番11地先まで

宮崎県告示第 650号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定する。

令和6年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間
	国道	222号	日南市岩崎二丁目11番1地先から同市中平野一丁目1番16地先まで

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス川原崎店・小川商店
延岡市川原崎町 257 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
令和6年10月18日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年11月25日から令和6年12月25日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、新富町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル新富店
児湯郡新富町大字上富田字井ノ木田3234番地1 外17筆
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の名称及び所在地の変更
令和6年10月18日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年11月25日から令和6年12月25日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州農政局一ツ瀬川農業水利事業所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 作業の種類
公共測量（3級基準点測量、3級水準点測量、4級基準点測量）
- 作業地域
宮崎県西都市穂北
- 作業終了日
令和6年11月7日

選挙管理委員会告示**宮崎県選挙管理委員会告示第56号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得

た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和6年11月4日現在次のとおりである。

令和6年11月25日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,574人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 209,834人

宮崎県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和6年11月4日現在次のとおりである。

下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和6年11月4日現在次のとおりである。

令和6年11月25日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

東諸県郡選挙区 7,105人

宮崎県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月25日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 設立届

○政党の支部

（ロ）国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党宮崎県日南市第一支部	黒 岩 保 雄	福 田 博 邦	日南市大字風田3609－5	令和6年9月10日

○その他の政治団体

（ニ）国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
宮崎吉敏後援会	黒 木 俊 勝	諸 橋 司	児湯郡川南町大字川南 13135番地24	令和6年7月1日
渡辺まさたけ後援会	渡 辺 正 剛	田 代 和 利	東諸県郡国富町大字木脇4971	令和6年7月4日
河野秀二後援会	三 原 正 宏	河 野 富 子	児湯郡川南町大字平田1479番地	令和6年7月8日
こおりやまのりひろ後援会	岩 佐 貢	郡 山 美和子	都城市安久町6304－3	令和6年7月17日
川南町を良くする会	富 永 眞 澄	小 山 博 文	児湯郡川南町大字川南3702番地3	令和6年7月19日
児玉助壽川南町議会議員の即時辞職を求める会	富 永 眞 澄	小 山 博 文	児湯郡川南町大字平田1429番地5	令和6年7月19日
スーパークレイジー君新党	黒 木 みゆき	黒 木 里 沙	日向市亀崎2－96	令和6年7月19日
森重辰海後援会	森 重 辰 海	大 神 宏一郎	都城市山田町中霧島 692－1	令和6年9月5日
横峯良郎の会	横 峯 良 郎	原 口 勇	西都市小野崎1丁目 102	令和6年9月20日
有田えり子後援会	有 田 辰 二	木 脇 早 苗	都城市山田町山田5339番地2	令和6年10月16日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
参政党宮崎第3支部	戒 谷 暁	主たる事務所の所在地	都城市上町8－5	えびの市大河平 338	令和6年6月1日
自由民主党門川町支部	森 誠 一	主たる事務所の所在地	東臼杵郡門川町宮ヶ原2－134	東臼杵郡門川町大字門川尾末5494－1	令和6年8月23日
		代 表 者	森 誠 一	安 田 茂 明	

自由民主党宮崎市支部	鈴 木 一 成	主たる事務所の所在地	宮崎市橋通東2丁目9－14トライスター本町通りビル2階 202号室	宮崎市末広1丁目5番19号宮崎県遺族会館2階	令和6年9月1日
立憲民主党宮崎県総支部連合会	渡 辺 創	会 計 責 任 者	広 瀬 素 奈	富 井 寿 一	令和6年9月15日
立憲民主党宮崎県第1区総支部	渡 辺 創	会 計 責 任 者	広 瀬 素 奈	山 内 佳 菜 子	令和6年9月15日
自由民主党綾町支部	児 玉 信	会 計 責 任 者	海 江 田 和 久	松 浦 光 宏	令和6年10月15日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
宮崎県歯科技工士連盟	片 寄 智 哉	代 表 者	片 寄 智 哉	宮 永 齊	令和6年6月23日
延岡市医師連盟	佐 藤 信 博	会 計 責 任 者	大 重 明 広	赤 須 郁 太 郎	令和6年6月27日
押川修一郎後援会	吉 野 光史郎	代 表 者	吉 野 光 史 郎	平 郡 和 彦	令和6年8月20日
恒吉ひろゆき後援会	恒 吉 浩 之	主たる事務所の所在地	宮崎市青島6－10－5	宮崎市大工1丁目11－25	令和6年9月11日
かまくら優太後援会	鎌 倉 優 太	主たる事務所の所在地	日南市中央通1丁目11－1	日南市吾田東9丁目1－33	令和6年9月24日

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
椎けいすけ後援会	椎 啓 祐	令和6年7月25日
スーパークレイジー君 宮崎	西 本 誠	令和6年7月25日
法悦会	徳 永 修	令和6年7月26日
宮崎県隊友政治連盟えびの支部	市 田 徳 幸	令和6年7月31日
「おおた清海」後援会	湯 浅 啓 祐	令和6年8月31日
蓬原正三後援会	荒 武 公 治	令和6年9月30日
本気で日本をよくする会	寶 樂 勉	令和6年10月9日

宮崎県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第3項の規定により、資金管理団体の異動及び資金管理団体でなくなった旨の届出

があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月25日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 異動届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	異動年月日
恒 吉 浩 之	宮崎市議会議員	恒吉ひろゆき後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市青島6－10－5	宮崎市大工1丁目11－25	令和6年9月11日
鎌 倉 優 太	日南市長	かまくら優太後援会	主たる事務所の所在地	日南市中央通1丁目11－1	日南市吾田東9丁目1－33	令和6年9月24日

2 資金管理団体でなくなった旨の届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
椎 啓 祐	椎けいすけ後援会	令和6年7月25日